

## (案)

資料 1 - 1

### (仮称) 高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会 会則

#### (名称)

第1条 本会は、「高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)とする。

#### (目的)

第2条 誰もが自分の歩幅で成長できる“高田馬場”をコンセプトとした「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」(令和4年7月 新宿区)の実現に向け、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりを進めるため、意見交換、情報共有等を図り検討を行う。また、高田馬場駅周辺エリアまちづくり推進検討委員会と連携を図りながら進めるものとする。

#### (区域)

第3条 「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(令和2(2020)年12月 東京都)において「活力とにぎわいの拠点地区」に設定されている「高田馬場」の区域及びそれに関連する範囲とする。(別紙「対象区域図」参照)

#### (活動)

第4条 推進協議会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりに関する計画について、検討及び意見交換を行い、取りまとめる。
- (2) 前号の計画を実現するため、各関係機関と協議・連絡調整する。
- (3) まちづくりに関する情報について、対象区域内の土地建物の所有者、居住者及び営業者への提供に努める。
- (4) その他、まちづくりを進めるために必要なことを検討し、実施する。

#### (構成)

第5条 推進協議会は、別表1「委員名簿」に掲げる委員をもって構成する。

- 2 推進協議会は、会議を円滑に進めるため、役員を置く。
- 3 役員は、委員の中から委員の互選によって定め、会長、副会長をもって構成する。  
(別表2「役員名簿」参照)
- 4 役員は、年度毎の改選とし、再任を妨げないものとする。
- 5 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (案)

### (開催)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを推進協議会に出席させることができる。

### (事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課に置く。

### (書面による議事)

第8条 やむを得ない理由により推進協議会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により推進協議会の開催に代えることができる。

### (雑則)

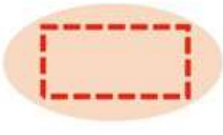
第9条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、推進協議会の議を経て別途定める。

### (付則)

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別紙 対象区域図

 **高田馬場駅周辺エリア**  
(活力とにぎわいの拠点地区及び関連するエリア)

